

OA 機器の調達に係る契約における環境配慮について

(1) 環境負荷の評価指標

OA 機器による温室効果ガスの排出は、その使用段階だけではなく、製造段階においてもかなりの排出量が認められる。

しかしながら、現時点では、OA 機器のライフサイクルでの温室効果ガス排出量の評価手法は統一されていない。一方で、使用段階の温室効果ガス排出量については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則」において、TEC 方法で得られた標準消費電力量 (TEC 値)¹あるいは OM 方法²で得られたスリープモード及び待機時の消費電力測定値として、統一的な手法が確立されており、評価指標の1つとして活用することが考えられる。

(2) 発注者が提示すべき項目

環境性能を考慮した OA 機器の調達を行う場合、調達者は情報提供を充実させる必要がある。その際の仕様書の構成及び記載する内容例は、下表のとおりである。特に、紙の使用を削減するための機能及び資源循環へ配慮した機種については、OA 機器の環境負荷を低減させる効果に影響するため、仕様書に明記すべきである。

表 仕様書に記載する内容の例

| 記載項目 | 記載内容等 (例) |
|------------------------|---|
| 件名 | |
| 契約期間 (リースの場合) | 契約開始日から契約終了日 |
| 設置場所等 | |
| OA 機器の導入台数 | コピー機、プリンタ、ファクシミリ等別の導入台数 |
| OA 機器の性能 (コピー機等の場合) | 形式 (コンソール式、デスクトップ式など)、解像度、階調、複写原稿サイズ、複写サイズ、複写倍率、連続複写速度、連続複写枚数、原稿送り装置、ウォームアップタイム、ファーストコピータイム、電源、最大消費電力、機器の大きさ、など |
| OA 機器の機能 | ステープル機能、フィニッシャー機能、パンチ機能、丁合機能、 |

¹ TEC 値とは「Typical Electricity Consumption」の略で、「国際エネルギースタープログラム」に適合するための基準となる値。具体的には、複写機やプリンタなどの OA 機器における「概念的 1 週間 (稼働とスリープ/オフが繰り返される 5 日間 + スリープ/オフ状態の 2 日間) の消費電力量 (TEC 消費電力量) (Wh) を指す。対象は、高温印刷技術を使用する標準形式のプリンタ、ファクシミリ、複写機、複合機、及びデジタル印刷機である。

*TEC 消費電力量の基準値は、その商品の印刷または複写の速度に基づき算出される。

² OM 方法とは、低電力状態における製品の消費電力を基に、製品のエネルギー性能について試験し比較する方法。OM 方法の主な基準は、低電力状態 (スリープ及び待機 (スタンバイ) 時) の消費電力であり、ワット (W) で表される。対象は、①高温印刷技術を使用する大判または小判形式のプリンタ、複写機、複合機、②高温技術以外の印刷方法を使用する標準、大判、小判形式のプリンタ、ファクシミリ、複合機、③スキャナである。

| 記載項目 | 記載内容等（例） |
|------------------------|---|
| （コピー機等の場合） | セキュリティ機能、集約印刷機能、両面印刷機能、など |
| 保守及び消耗品の供給 （リースの場合） | 点検・整備の頻度、故障時の対応、消耗品（用紙、トナーカートリッジ、ステープルカートリッジなど）、定期報告、など |
| OA 機器の資源循環への配慮 | 新造機、リユース機（再生型機、部品リユース機） |
| 予定使用枚数 | カラー・モノクロ別の予定使用枚数 |

① 導入台数

OA 機器に関する専門的な知識や経験を有する者の意見を参考に、必要なサービス性能を確保しながら可能な範囲で調達台数の削減を検討し、提示する。

② 紙の使用

OA 機器においては、紙の使用による温室効果ガス排出量が非常に大きいことから、調達者は紙使用の削減に係る取組とあわせ、両面印刷機能及び集約印刷機能など紙の使用を削減するための機能について仕様書に明記する。また、データセキュリティ機能についても、紙の使用を削減する効果があることから、併せて仕様書に明記する。

③ OA 機器の資源循環への配慮

OA 機器は、リユース機（再生型機、部品リユース機）の場合、新造機に比べライフサイクルでの CO₂ 排出量を削減することができるが、それらの環境負荷を公正に比較することは困難である。そのため、調達する OA 機器の新造機、リユース機³の別については仕様書に明記する。

（3）契約スケジュール

環境に配慮した契約方式を適用する場合の標準的な流れは、下図のとおりである。

「OA 機器実態調査」については、「環境配慮契約法基本方針関連資料」（平成 21 年 2 月）のとおりである。

今後の WG において、「調達台数の設定」に関連して、コピー機、プリンタ、ファクシミリ等別の導入台数及び契約の対象とする調達規模を、「仕様書の作成」に関連して発注者が提示すべき項目を、また、「評価方法の整理」に関連して契約方式を検討する。その際、民間企業や地方公共団体等において環境に配慮した契約方式を適用した場合の環境負荷の低減効果の事例を踏まえる。

³ リユース機については、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たって、グリーン購入法の特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、新造機、リユース機を併記することとなっている。

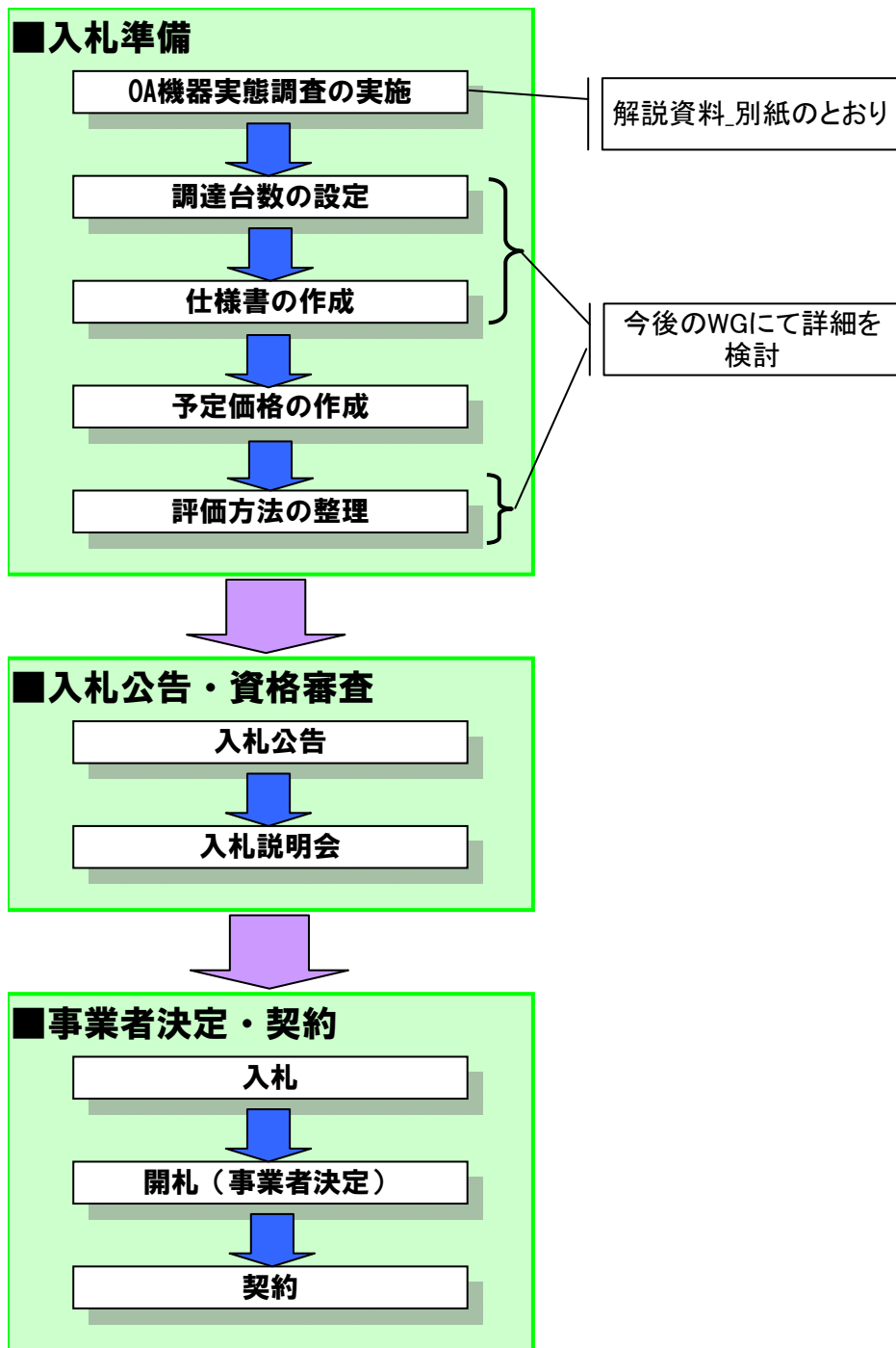


図 環境に配慮した契約方式を適用する場合の流れ